

平成13年（ネ）第3260号

意見陳述書

陳述者 一審原告 全 ■ 烈

大阪高等裁判所 第3民事部 御中

私は、チョン・スアム（全壽巖）の息子のチョン・■■■■ヨル（全■■烈）と申します。私は、大韓民国全羅北道全州で1942年4月28日に生まれました。私が父の顔も分からない生後30ヶ月前に、日本の巡査たちが父を強制徴用で日本に連れて行きました。その後、60歳になるこの年まで、私は「お父さん」と一度も呼べないまま生きてきました。

父は、日帝の強制連行によって、逃げ出すこともできないまま強制的に日本に連行され、日本軍の言うがままに、殴打すれば殴打されるままに、食べ物さえままならないひもじさと戦いながら、獣のように日本国の仕事をしました。一つしかない生命を一生懸命に生き、父母兄弟、妻と息子のいる故郷に帰ることができるという希望だけを支えに、厳しい苦痛に耐えながら強制労働に従事しました。

1945年8月15日、日本国が終戦を宣言した以上、日本国は、強制徴用した韓国人たちを、当然故国である韓国に帰還させる措置を取るべきでした。しかし、日本国はこの義務を忌避したばかりではなく、計画的殺人を遂行するために韓国人たちを釜山港へ連れて行くと騙し、浮島丸に数千名の韓国人たちを乗船させ、釜山港ではなく日本の舞鶴港へ停泊させました。日本国による計画的爆沈によって、一瞬にして数千名の韓国人たちの命が水葬され魚の餌となりました。この天下非道な仕業を犯した日本国に対する当時死亡した者らや高等裁判所に控訴した原告らに刻まれた恨みは、今この法廷で陳述している私と同様であり、父母兄弟を失った恨みはまことに深いものです。

1945年8月15日、日本国の戦争が終了し、解放を迎えると、私の祖母は息子が帰ってくるという喜びに、私の母は夫が帰ってくるという喜びに満ち、父の帰りを待ち望んでいました。ところが、浮島丸と一緒に乗船した同郷の友人から、日

本が船を爆沈させた、自分は九死に一生を得て助かったが、私の父は船の下に乗っていたために死亡したと聞きました。この青天霹靂の知らせを聞いて、祖母は失神して倒れ、精神病の症状の中で余生を生きました。時折思い出したように「スアムー」と息子の名を呼びながら、部屋の外へ駆け出して行きました。母は、若く青春期にあり夫の愛に包まれながら一つの家庭を築き家族団欒のときを生きるはずでしたが、父死亡という青天霹靂の知らせを聞いた後、精神病の祖母を看護しながら私の同胞を育てるために他人の家の手伝いをしたり、時には行商や露天商をしなければなりません。たまに家に帰ると私たち同胞に「日本人の巡査がお父さんを連れて行って殺さなかったら、おばあさんも元気だったろうし、お前たちも余所の家の子どものように良いカバンを背負って学校に通えたのに・・・」とため息をつけていました。母の声が今も私の耳に響いています。

今この法廷で、私たち原告の胸に刻まれた恨みを語り尽くすことはできませんが、1992年に京都地方裁判所に提訴した結果、2001年8月23日の判決は、生還者原告の数人には浮島丸号爆沈当時乗船していたことを認め300万円という補償の判決をし、残りの原告に対しては根拠となる資料が不足であるとの理由で棄却しました。しかし、ここで私の父の死亡原籍を見ると、1945年8月24日午後5時ころ舞鶴港で死亡したと死亡日付が正確に記載されています。そこで、私は控訴審において、原籍で記録されているとおりの事実を裁判所に証明して日本国の責任を明らかにしたいと思います。

最後に、歴史はいつか真実を語ってくれると強調しておきます。日本国は、手のひらで光を遮り、誤った歴史を闇の中に隠そうとするのではなく、明るい光の下に出てきて真実を明らかにし、浮島丸号に乗船した生還者と遺族たちに真心から過ちを謝罪する日本国の政府となるよう強く希望します。

2002年2月28日

全 ■ 烈

翻記者 宋 彙 榮